

## 第3次稲敷市総合計画（素案）に対する意見を公募します

本市では、2017（平成29）年3月に「第2次稲敷市総合計画」を策定し、将来像である「みんなが住みたい素敵なまち」の実現に向けて、市政運営を行ってきました。しかし、本市の人口減少・少子高齢化は予想を上回る速さで進展しており、2022（令和4）年4月には市全域が過疎地域に指定されました。また、今後も厳しい財政状況の見通しが続くなど、様々な課題に直面している状況です。このような中、市民の方々の幸せや豊かさが感じられる質の高い暮らしを創出するため、新たに「第3次稲敷市総合計画」を策定することとし、このたび素案がまとまりましたので、市民の皆様からのご意見を公募します。

### 1 公募期間

令和6年1月18日（木）から令和6年1月31日（水）まで  
午前8時30分から午後5時15分まで（閉庁日・閉館日を除く）  
\*郵送の場合は、1月31日（水）必着

### 2 意見提出方法

指定の「意見応募用紙」様式に必要な事項を記入のうえ、提出してください。

様式は、市ホームページからダウンロードできるほか、閲覧場所に備え付けてあります。

ご意見をお寄せいただく際には、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、名称、代表者氏名及び所在地）を明記したうえで、次のいずれかの方法により送付またはお持ちください。

（住所及び氏名の記載は必須です。これらの記載のないものはお受けできません。）

- （1）郵送：〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市行政経営部企画財政課
- （2）ファックス：029-892-2062
- （3）電子メール：sogokeikaku@city.inashiki.lg.jp
- （4）持参：各閲覧場所のポストに投函

### 3 閲覧場所

市ホームページのほか、下記で閲覧することができます。

稲敷市役所庁舎3階企画財政課、稲敷市役所東支所、新利根公民館、桜川公民館

### 4 提出意見の取り扱い

提出いただいたご意見に対しましては、市の考え方等を付して回答を市ホームページにて公表させていただきます。その際、住所、氏名等は公表いたしません。

（類似意見等はまとめて公表することがあります。）